

HOME

くらしの情報

市政・まちづくり

施設案内

事業者の方へ

市のプロフィール

[トップ](#)
[各課の窓口](#)
[健康推進課](#)
[感染症・予防接種](#)
[肝炎](#)

いいね! < 0

ツイートする < 1

0

B型肝炎訴訟について～B型肝炎ウイルス感染者の救済のための特別措置法が施行されました～

B型肝炎訴訟とは？

B型肝炎訴訟は、幼少期に受けた集団予防接種等の際に、注射器が連続使用されたことによってB型肝炎ウイルスに持続感染したとされる方々が、国に対して損害賠償を求めている集団訴訟です。この訴訟については、裁判所の仲介の下で和解協議を進めた結果、平成23年6月に、国と原告との間で「基本合意書」を締結し、基本的な合意がなされました。

今後提訴をされる方々への対応も含めた全体の解決を図るため、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」が平成24年1月13日から施行され、裁判上の和解等が成立した方に対し、法に基づく給付金等が支給されます。

◎厚生労働省ホームページ「B型肝炎訴訟について」

◎京都府ホームページ「B型およびC型ウイルス性肝炎」

ウイルス性肝炎とは？

ウイルス性肝炎とは、肝炎ウイルスに感染して肝臓の細胞が壊れていく病気です。この病気になると、徐々に肝臓の機能が失われていき、ついには肝硬変や肝がんに至ることもあります。

肝炎ウイルス検査について

B型肝炎ウイルスについては、集団予防接種等の際の注射器の連続使用を含め、さまざまな感染経路があり、かつ、本人の自覚なしに感染している可能性があります。このため、過去に肝炎ウイルス検査を1回も受けたことがない方については、少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を受けていただくことが望ましいと考えます。

B型肝炎ウイルス検査は、保健所や医療機関で無料または低額で受けることができます。また京田辺市では、40歳以上で過去に肝炎ウイルス検診を受けたことのない方等に肝炎ウイルス検診を行っています。(実施期間7～10月：申込期間4～5月)

相談をお考えの方～B型肝炎訴訟の近畿地域の相談先

◎ウイルス肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟・大阪弁護士ホームページ

B型肝炎訴訟(大阪弁護士)リーフレット



(ファイル名:Bgatakanen.pdf サイズ:1.26 MB)

B型肝炎訴訟(大阪弁護士)リーフレット

全国B型肝炎訴訟大阪弁護士、京都肝炎友の会による京都府南部地域医療講演・特措法説明会(B型肝炎訴訟説明会)

開催日：平成24年12月22日(土)午後1時30分～(受付午後1時～)

会場：京田辺市商工会館3階

参加費無料・事前予約不要

スケジュール(予定):

午後1時～ 受付

午後1時30分～ 医療講演会 小畑達郎先生(宇治徳洲会病院消化器内科)

午後2時30分～ 個別相談会

問合せ先:

全国B型肝炎訴訟大阪弁護士 弁護士 服部崇博(はっとりたかひろ)

電話06-6243-7700

B型肝炎訴訟説明会チラシ



(ファイル名:Bkansoshouseitumeikaichirashi.doc サイズ:66.00 KB)

B型肝炎訴訟説明会チラシ

このページの感想をお聞かせください。

このページの内容はわかりやすかったですか？

わかりやすかった どちらともいえない わかりにくかった

このページの内容は役に立ちましたか？

役に立った どちらともいえない 役に立たなかった

アンケートは、今後のQ&A作成の参考とさせていただきます。

送信

お問い合わせ

京田辺市役所保健福祉部健康推進課

電話: 0774-64-1335 FAX: 0774-63-5777

[お問い合わせフォーム](#)

B型肝炎訴訟について～B型肝炎ウイルス感染者の救済のための特別措置法が施行されましたへの別ルート

[トップ](#) [くらしの情報](#) [健康・医療・福祉](#) [健康](#) [感染症・予防接種](#)

[トップ](#) [新着情報](#)

[ページの先頭へ戻る](#)

[このサイトについて](#) [市役所へのアクセス](#) [個人情報の取扱いについて](#)

京田辺市役所 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80 電話: 0774-63-1122(代表) ファックス: 0774-63-4781
【開庁時間: 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)】(C) Kyotanabe City. All Rights Reserved